

○徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成20年1月15日

規則第3号

改正 平成20年10月17日規則第16号

平成28年2月18日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2項第2号の規則で定める電磁的記録)

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

- (1) 記録されている情報が文書又は図画として作成されている電磁的記録
- (2) 会議録その他これに類する文書を作成するために音声を記録した録音テープその他これに類する電磁的記録

(開示請求書)

第3条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

(開示請求に対する決定の通知)

第4条 条例第11条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定により公文書の全部を開示する旨の決定をしたとき 公文書開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 条例第11条第1項の規定により公文書の一部を開示する旨の決定をしたとき 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 条例第11条第2項の規定により公文書の全部を開示しない旨の決定（条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。）をしたとき 公文書非開示決定通知書（様式第4号）

(開示決定等の期間延長の通知)

第5条 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例延長の通知)

第6条 条例第13条の規定による通知は、公文書開示決定等期間特例延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第7条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開示請求のあった年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項及び第2項の規定による通知は、意見照会書(様式第7号)により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公文書開示決定に関する通知書(様式第8号)により行うものとする。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第2項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付
- 2 前項第1号及び第2号に定める方法による開示は、当分の間、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。

(開示の実施)

第9条 条例第15条各項の規定による公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書の閲覧、聴取又は視聴する者は、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取扱わなければならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の写しの交付部数は、開示請求があった公文書1件につき1部とする。

(審査会への諮問の通知)

第10条 条例第19条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第9号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第23条第2項に規定する施行の状況の公表は、毎年6月末日までに行うものとする。

2 前項の公表は、前年度における次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 公文書の開示請求の件数及び決定の状況

(2) 前号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月17日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月18日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者
氏名
住所(〒)
連絡先電話番号() -
(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所
若しくは事業所の所在地並びに代表者の氏名)

徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号)
第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求に係る公文書の名称及び具 体的な内容	
徳島県後期高齢者医療広域連合 情報公開条例第5条に規定する公 文書の開示を請求することがで きるものの区分	1 広域連合の区域内に住所を有する者 2 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人そ 他の団体 事務所又は事業所の名称 所在地 3 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 事務所又は事業所の名称 所在地 4 広域連合の区域内に存する学校に在学する者 学校の名称 所在地 5 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの 公文書の開示を必要とする理由
公文書の開示の方法の区分	1 閲覧 2 聴取 3 視聴 4 写しの交付
備 考	
※処 理 欄 受 付	担 当 課 総務課 事業課

(注)1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

なお、記入に当たっては、係員と相談してください。

2 ※印欄には、記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

公文書開示決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで開示の請求がありました公文書については、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号)第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

請求書受付年月日	年 月 日	
公文書の名称		
公文書の開示の日時及び場所	日時	年 月 日の 時 分から 時 分まで の間に、次の場所にお越しください。
	場所	
開示の方法	1 閲覧 2 聴取 3 視聴 4 写しの交付	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —	

- (注)1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 指定された公文書の公開の日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を担当課に連絡してください。

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

公文書部分開示決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで開示の請求がありました公文書については、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号)第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

請求書受付年月日	年 月 日	
公文書の名称		
公文書の開示の日時及び場所	日時	年 月 日の 時 分から 時 分まで の間に、次の場所にお越しください。
	場所	
開示の方法	1 閲覧 2 聴取 3 視聴 4 写しの交付	
開示しないことと決定した部分の概要		
開示しない理由	徳島県後期高齢者医療広域連合条例第7条第 号に該当 (理由)	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —	
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。		

(注)1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された公文書の公開の日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を担当課に連絡してください。

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

公文書非開示決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで開示の請求がありました公文書については、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号)第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

請求書受付年月日	年 月 日
公文書の名称	
開示しない理由	徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 <input type="checkbox"/> 第7条第 号 に該当 <input type="checkbox"/> 第10条
	<input type="checkbox"/> 当該公文書を保有していない。
	(理由)
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

公文書開示決定等期間延長通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで開示の請求がありました公文書については、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号)第12条第2項の規定により、次のとおり開示の可否の決定期間を延長したので通知します。

なお、開示の可否を決定したときは、その結果を速やかに書面により通知します。

請求書受付年月日	年 月 日
公文書の名称	
当初の決定等期間	年 月 日まで
徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第12条第2項の決定による延長後の決定等期間	年 月 日まで
延長の理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

公文書開示決定等期間特例延長通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで開示の請求がありました公文書については、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号)第13条の規定を適用し、次のとおり開示の可否の決定期間を特例延長したので通知します。

なお、開示の可否を決定したときは、その結果を速やかに書面により通知します。

請求書受付年月日	年 月 日
公文書の名称	
当初の決定等期間	年 月 日まで
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等を する 期 間	年 月 日まで
残りの公文書について開示決定等を する 期 限	年 月 日まで
特例延長の理由	
担 当 課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

意見照会書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号)第14条では、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対して意見書を提出する機会を付与することを規定しています。

この度、次のとおり、あなた(貴団体)に関する情報が記録されている公文書について開示請求がありましたので、当該公文書の開示決定等を行うことについてご意見があれば、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」を提出してください。

開示請求のあった日	年 月 日
開示請求に係る公文書の名称	
開示請求に係る公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書提出先	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
意見書提出期限	年 月 日まで

(注)1 この意見照会は開示請求に係る公文書について開示決定等を行う際に参考とするため行うものです。

2 提出期限までに意見書の提出がない場合は、意見照会の手続を終結します。

(別紙)

年 月 日

公文書の開示決定に係る意見書

徳島県後期高齢者医療広域連合長 殿

氏名
住所(〒)
連絡先電話番号() —
(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で照会があつたことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る公文書の名称	
公文書の開示決定に対する意見	1 開示してもよい。 2 開示に反対する。
公文書の開示決定に反対する理由(どの部分を開示すると、どのような支障が生じるのか具体的に記載してください。 ※上記で2を選択した場合に記載してください。	

様式第8号(第7条関係)

第 号
年 月 日

公文書開示決定に関する通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けのあなた(貴団体)に関する情報が記録されている公文書の開示請求については、次のとおり開示することと決定したので、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号)第14条第3項の規定により通知します。

意見書の提出があった公文書の名称	
開示決定をした理由	
公文書の開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

審査会諮問通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けの公文書開示決定等に対する行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求について、次のとおり徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第17号)第19条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る決定の対象となった公文書の名前	
審査請求に係る開示決定等	年 月 日付け 発第 号による (内容)
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第10条関係)